

**佐那河内村地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和8年1月

佐那河内村

■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
2. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	6
3. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	7
4. 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 目標設定の考え方	8
(2) 温室効果ガスの削減目標	8
5. 目標達成に向けた取組	9
(1) 取組の基本方針	9
(2) 具体的な取組内容	9
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	11
(1) 推進体制	11
(2) 点検・評価・見直し体制	13
(3) 進捗状況の公表	13
<参考資料>	14
(1) 佐那河内村地球温暖化対策庁内委員会設置要綱	14

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑

戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績 ¹	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2025 年 2 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に加え、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100% とすることを目指すとしています。

佐那河内村においても、脱炭素社会の実現に向けた取組をより着実なものとするため、佐那河内村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定しました。

2.基本的事項

(1) 目的

佐那河内村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「佐那河内村事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、佐那河内村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

佐那河内村事務事業編の対象範囲は、佐那河内村の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

佐那河内村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2025 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。

項目	2022	2023	2024	2025	2026	…	2030
期間中の事項	基準 年度		計画 策定	計画 開始			目標 年度
計画期間			— — —	—————	—————	—————	—————>

図 1 計画期間のイメージ

なお、本計画では、基準年度については、実績として把握可能な 2022 年度とします。

本計画では、計画期間中 2025 年度から 2030 年度までに、村の事務及び事業活動に係る温室効果ガス排出量を 2022 年度比で 50%削減することをめざして各種の取組みを行っていきます。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

佐那河内村事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び佐那河内村総合計画に即して策定します。

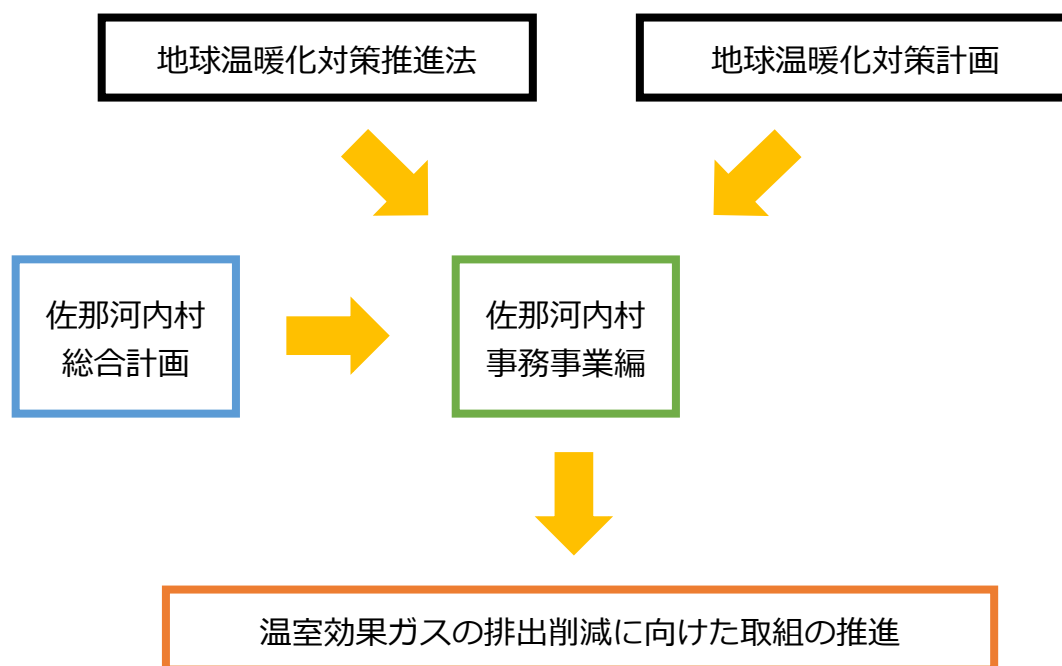


図 2 佐那河内村事務事業編の位置付け

3.温室効果ガスの排出状況

(1)「温室効果ガス総排出量」

佐那河内村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2022 年度において、631t-CO₂ となっています。

エネルギー種別では、電気が全体の 95%を占め、次いでガソリン 2%、LP ガス 2%、その他 1%となっています。

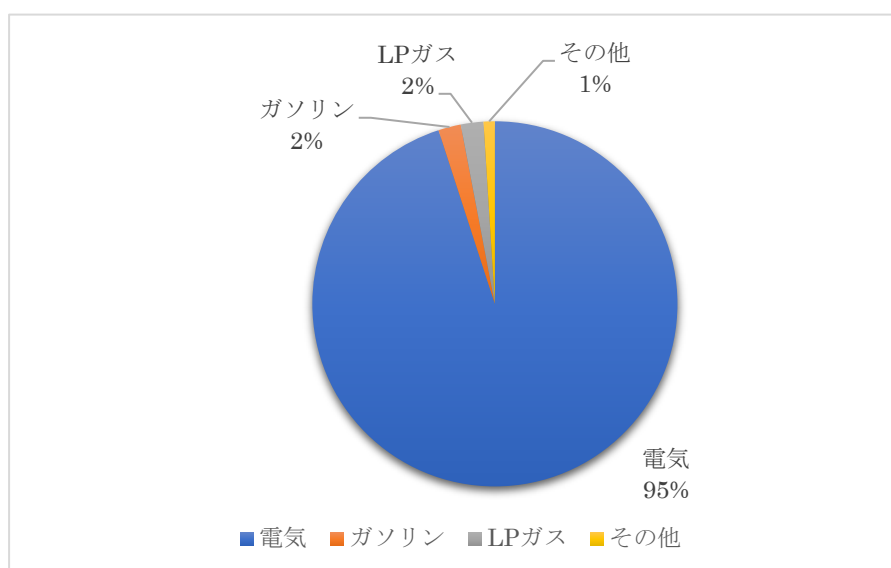


図 3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022 年度）

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、佐那河内村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2022年度）比で50%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2022年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	631t-CO ₂	315t-CO ₂
削減率	-	50%

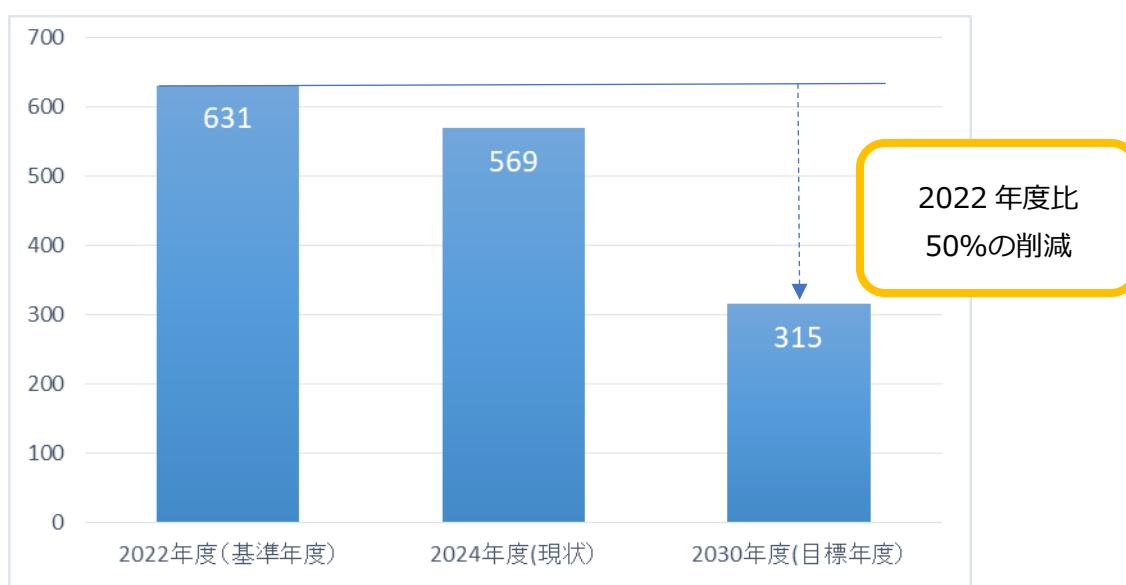


図 4 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1)取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2)具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 冷暖房の温度設定は、冷房 28℃、暖房 20℃を目安に、適切な温度管理に努めます。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- コピー機、パソコン等の OA 機器は、省エネルギーモードに設定します。
- 日中の廊下・階段等の共有部分、事務所内の未使用スペースの照明は、支障のない範囲で消灯します。
- 残業時等の不要な照明を消灯します。
- クールビズ、ウォームビズの取り組みを進めます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 施設の大規模改修や新築時には高い断熱性能・気密性能を確保し、木質化や ZEB 化を推進します。
- 施設内電灯・街路灯・防犯灯の LED 化を進めます。
- 電力を使用する冷暖房設備については高効率なものを選定します。
- 公用車の更新時に、電動車 (EV・FCV・PHEV・HV) の導入を検討します。
- 効果的に設置可能な公有地、公共施設に太陽光発電設備等の導入を検討します。
- 小水力発電施設の定期点検および計画的な維持管理を実施し、必要に応じて修繕・更新を行います。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (環境配慮契約法)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- コピー用紙等の購入時はエコマーク製品等の環境にやさしい製品の購入に努めます。
- 電気製品の購入にあたっては、可能な限りエネルギー消費効率の高い (消費電力の低

い) 省エネルギー型の製品を購入します。

- コピーや印刷時は、両面印刷や必要数のみの印刷に努め、用紙の節減に取り組みます。

④ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- 電気使用量、燃料使用量の把握、管理に努め、常に削減意識を持つようにします。

⑤ その他の取り組み

村では、平成 21 年に「環境にやさしい村宣言」を行っており、住民、事業者、自治体が一体となって、豊かな自然あふれるふるさとづくりに取り組み、環境にやさしい村を目指すとしています。ゴミ問題については、ごみの処理・運搬に多くのエネルギーが使われている等、地球温暖化問題にも深く関係しており、地球温暖化対策としても取り組むべき課題となっています。

ごみ問題の中でも、プラスチックごみの問題については、特に大きな環境課題となっており、国のプラスチック資源循環戦略の基本原則である「3R+Renewable」に即して取り組んでいきます。

- 使い捨て製品の使用をできるだけ控えます。
- 生ごみのたい肥化の促進及び生ごみ処理機の等の普及を推進します。
- 紙類やプラスチック等の資源物について、分別の徹底に努めます。
- シュレッダーダストは再生の用途に限られるため、機密文書など最小限の使用に努めます。
- ファイリング用品の積極的な再使用に努めます。
- プラスチックに変わる再生可能な素材（木やバイオプラスチックなど）を使った製品の購入を心がけます。
- 再商品化事業者と連携した廃プラスチックの再資源化を推進します。
(「ボトル to ボトル」水平リサイクルの取り組みなど。)

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

佐那河内村事務事業編を推進するために、副村長を委員長とする「佐那河内村地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課等に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 佐那河内村地球温暖化対策庁内委員会

副村長を委員長とし、各課等の地球温暖化対策推進責任者（各課等長等）で構成します。佐那河内村事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 佐那河内村地球温暖化対策庁内委員会事務局

産業環境課長を事務局長とし、産業環境課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課等及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課等及び各施設に1名配置します。基本的に、各課等の長を責任者とします。各課等において取組を推進し、その状況を事務局に報告します。

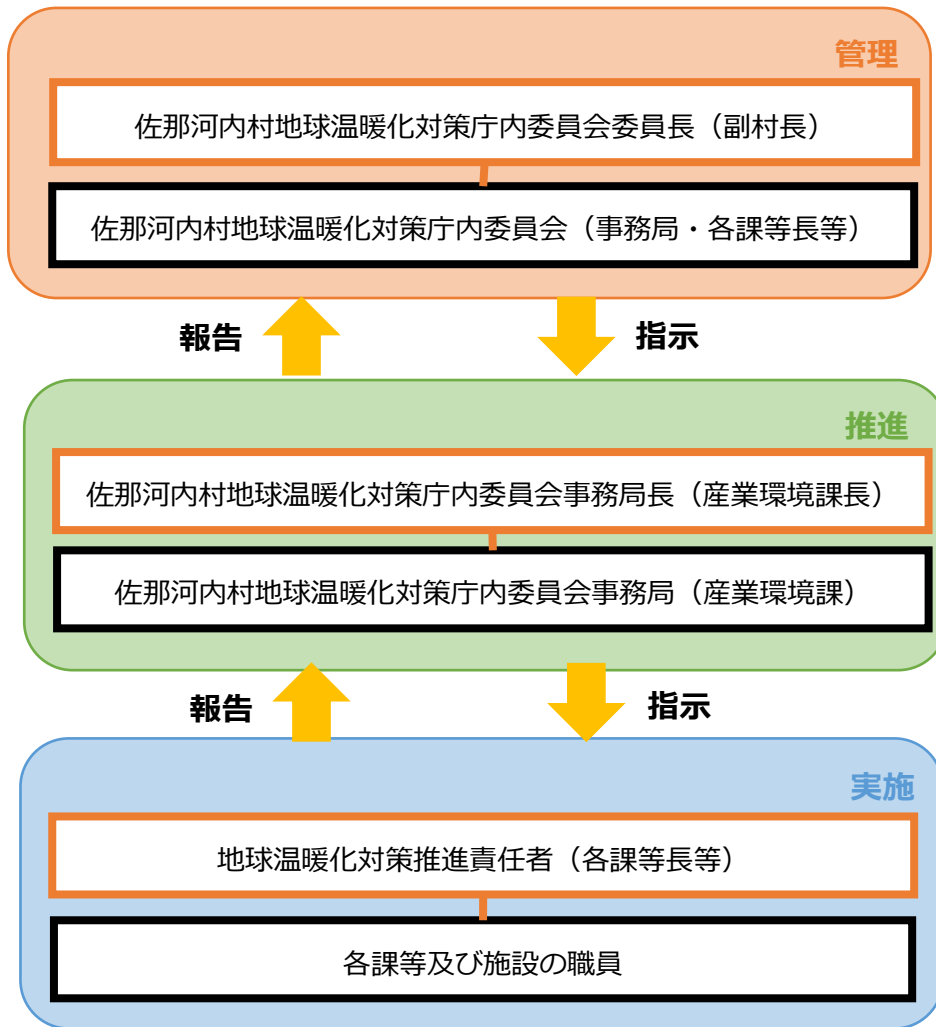


図 5 佐那河内村事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

佐那河内村事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、佐那河内村事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

佐那河内村事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

また、必要がある場合には本計画の改定を行います。

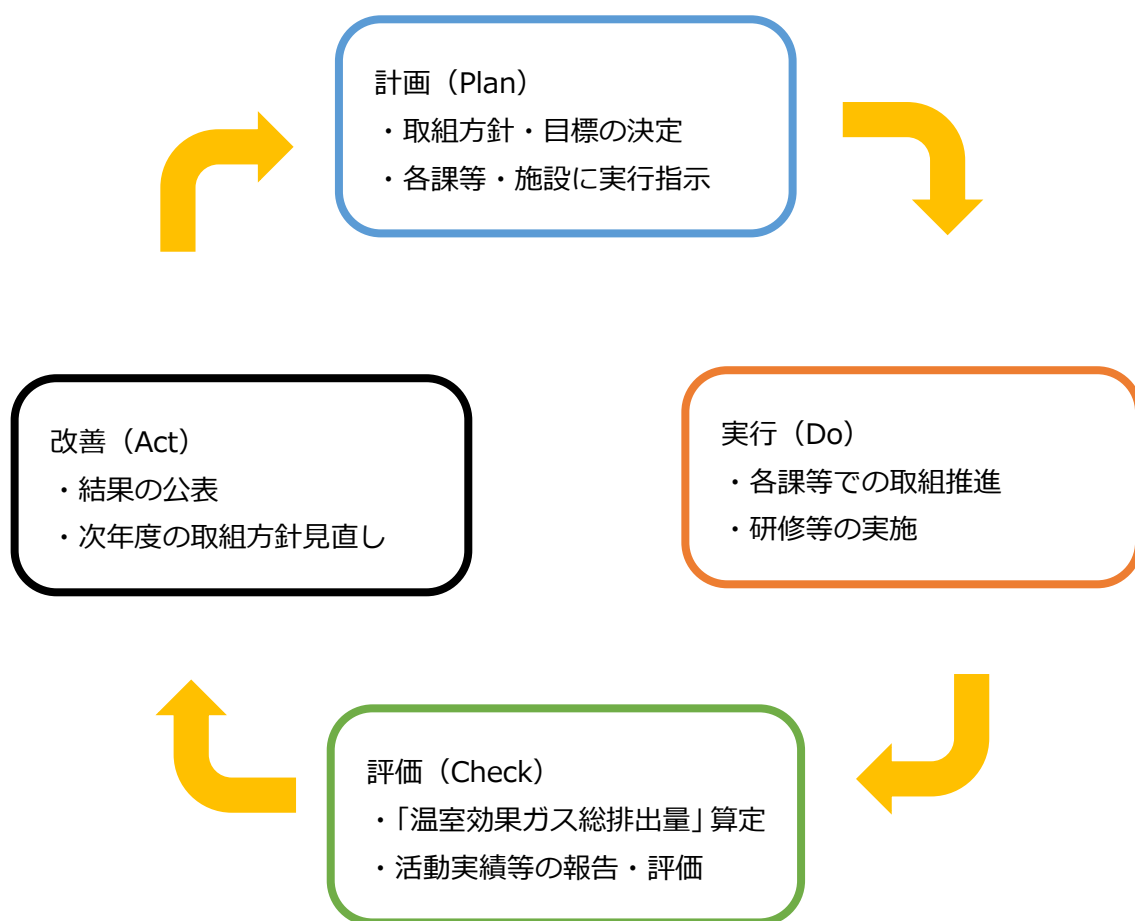


図 6 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

佐那河内村事務事業編の進捗状況は、佐那河内村のホームページ等で毎年公表します。